第196期
定時株主総会
招集ご通知

FUKUI BANK

日　時

平成28年６月25日（土曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時）

場　所

福井市順化１丁目１番１号
当行本店５階講堂

○目　次

第196期定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第196期事業報告…… 3

計算書類…… 26

連結計算書類…… 28

監査報告書…… 30

（株主総会参考書類）
議　　案　取締役９名選任の件…… 33

インターネットによる議決権行使のご案内…… 39

株式会社 福井銀行

証券コード８３６２
平成28年６月２日

株主各位

福井市順化１丁目１番１号
株式会社 **福 井 銀 行**
取締役兼代表執行役頭取　林　　正　博

第196期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第196期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月25日（土曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　福井市順化１丁目１番１号　当行本店５階講堂
３．目的事項
報告事項
１．第196期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第196期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議　案　取締役９名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、39頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について

インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第196期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）　事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店、支店、出張所の96か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

（金融経済環境）

当期の日本経済は、日銀の量的・質的金融緩和の継続による投資家心理の改善や、円安・原油安による企業収益の改善を背景として、平成27年４月には15年ぶりに日経平均株価が２万円台を回復するなど、着実な景気回復への期待感が高まるなかでスタートしました。その後は、中国を始めとする東アジア諸国の景気下振れ懸念やアメリカの金融政策正常化の影響などから海外経済で弱さが見られるものの、政府による各種経済政策の効果もあり、景気は穏やかに回復を続けております。

福井県内経済におきましては、平成28年４月にJR福井駅西口再開発ビル「ハピリン」が開業を迎えるなど、県内各地域で観光活性化に向けた取組みが見られ、さらに福井国体開催や北陸新幹線敦賀延伸を見通して、観光・まちづくりの動きが増幅しており、今後もこの動きは拡大していくものと見られております。一方、需要面では一部で弱さが見られるものの、北陸新幹線金沢開業などから個人消費が持ち直しているほか、供給面でも電子部品・デバイスや輸送機器で高水準の生産を維持していることなどから、景気は穏やかに回復を続けていくものと見られております。但し、複数の原子力発電所が立地する嶺南地域の経済動向につきましては、引き続き注視が必要な状況にあります。

（事業の経過及び成果）

このような金融経済環境のもと、当行では、平成27年４月より中期経営計画「Create Chance Create Future」（平成27年度～平成29年度）をスタートさせました。

本中期経営計画は、前中期経営計画「アクションtoチャレンジ」（平成24年度～平成26年度）の中核施策である「リレーションシップバンキングの実践」を更に強化・深化させ、地域やお客さまとともに地域経済活性化の実現に向けて取り組んでいく計画であり、初年度である当期は、次の施策に取り組んでまいりました。

地域に対しての取組みといたしましては、地域経済活性化を実現し明るく豊かな福井県の未来創造に向けて、各種連携に取り組んでまいりました。具体的には、福井県内の各自治体と産業振興や観光活性化に関する連携協定を締結したほか、各自治体の地方版総合戦略の実効を支援する当行の地域戦略「地域活性化プラン」を策定いたしました。また、株式会社福井新聞社と地域活性化基盤づくりに関する業務提携を締結するとともに、平成28年４月より共同事業として多機能型ICカード「JURACA」の運営を開始することを決定いたしました。さらに、福井県の玄関口であるJR福井駅西口駅前エリアの活性化に向けて、平成28年４月に開業を迎える再開発ビル「ハピリン」への新たなコンセプト店舗の出店決定や、同エリアの新たな再開発計画への支援着手など、まちづくりへ積極的かつ主体的に取り組んでまいりました。加えて、福井県内観光産業の活性化を目的として株式会社地域経済活性化支援機構と共同で設立した「ふくい観光活性化ファンド」の第一弾として、小浜市においてコンサルティングと投融資による支援に着手いたしました。

法人のお客さまに対しての取組みといたしましては、お客さまの事業内容やビジネスモデル、経営課題等を把握・理解し、課題解決に向けて最適な解決策を提供するという「事業性理解」の実践を推し進めてまいりました。また、お客さまの創業支援や海外展開支援として「ふくぎん創業支援ファンド」「ふくぎん貿易応援ファンド」といった専用の融資商品の取扱いを開始するなど、お客さまの資金ニーズに対して迅速かつ積極的な資金供給に取り組んでまいりました。さらに、営業店の全支店長を含む行員127名が「事業承継・M＆Aエキスパート」の認定を取得するなど、円滑な事業承継支援の実現に向けた態勢整備にも取り組んでまいりました。

個人のお客さまに対しての取組みといたしましては、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、保険相談専門窓口として当行で２店舗目となる「ほけんプラザ」を敦賀支店内に開設したほか、住宅ローンや資産運用に関する休日相談拠点の営業日を拡充するなど、お客さまのニーズに応じた相談拠点の整備に取り組んでまいりました。また、新社会人の方を対象としたセミ

ナーや資産運用に関するセミナーを開催するなど、お客さまのライフステージに応じた支援に取り組んでまいりました。

これらの取組みに加え、お客さまのライフスタイルや商圏・交通アクセスの変化に対応し、店舗機能・店舗網の見直しに着手したほか、機能性や操作性が向上した新型ATMへの入替えや「電子記帳台」を導入するなど、お客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。また、営業力の強化を目的として、業務上の各種ペーパーレス化や営業店事務の効率化及び本部集中化の促進に努めてまいりました。

このように、中期経営計画の初年度である当期は、福井県内の各自治体や各種経済団体との連携強化や営業力強化に向けた行内の体制整備など、地域経済の活性化に向けた取組みを長期的目線で実践していくための基盤構築に重点的に取り組んでまいりました。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

（預金等）

譲渡性預金を含めた預金等は、個人・公金預金が順調に推移したことから、期中107億円増加して期末残高は２兆1,596億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、消費者ローン及び地公体向け貸出が順調に推移したことから、期中335億円増加して期末残高は１兆5,861億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用増強に努めた結果、期中234億円増加して期末残高は6,588億円となりました。

（外国為替取扱高）

外国為替取扱高は、前期比２億44百万ドル増加して25億76百万ドルとなりました。

（損益状況）

損益状況につきましては、経常収益は、国債等債券売却益及び貸出金利息が減少したことな

どから、前期比７億83百万円減少して、401億24百万円となりました。また、経常費用は、与信関係費用が減少したことなどから、前期比72億96百万円減少して285億円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比65億13百万円増加して、116億23百万円となり、当期純利益は、前期比50億29百万円増加して、71億51百万円となりました。

（当行の対処すべき課題）

①経営の基本方針

当行は、明治32年に、近代的経営に移行を図ろうとする織物業界に資金を積極的に供給し、福井県の産業を育成発展させることを目的として設立され、現在まで「地域社会とともに」を原点に、地域の暮らしと社会の発展に幅広く関わってまいりました。

平成27年10月、この設立目的を背景に、「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」を当行グループの「企業理念」として制定するとともに、その実現に向けて、社会に対する経営のコミットメントとして「経営理念」を、役職員が日々の活動において大切にする価値観として「行動理念」を掲げました。

当行グループは、この３つの理念を心の拠り所として、地域のみなさまにご満足いただける商品・サービスの提供に取り組んでおります。

【企業理念】　「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」
【経営理念】　「トライアングル・バランスの実現」
「職員の満足（働きがい）」「お客さま（地域）のご満足」「株主の方々（投資家のみなさま）のご満足」をバランスよく高める経営を実現します
【行動理念】　『「誠実」×「情熱」×「行動」』

②企業統治の基本方針

日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、企業経営はより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が求められております。

当行グループは、企業理念を実現し、そして、株主の方々に当行の株式を安心して保有していただくことを目的として、「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定しております。

この基本方針に基づいて最適なコーポレートガバナンスを実現するとともに、株主の方々を始めとするあらゆるステークホルダーとの対話を深めながら、持続的な成長と中長期的な企業

価値の向上を目指しております。

③今後の経営環境の変化

今後の当行グループを取り巻く経営環境につきましては、金融システム改革の流れを受けて、業務内容や収益構造の変化に加え、IT改革・フィンテックといった潮流や、異次元金融緩和も重なり、従来の銀行のビジネスモデルは変化のスピードを加速している状況にあります。

そのような中、多くの地方都市が抱える人口減少と少子高齢社会という問題に、当行グループの主要営業基盤である福井県も直面しており、それを発端として経済基盤が縮小していくことが懸念されております。

一方で、福井県内において中部縦貫自動車道や北陸新幹線など高速交通網の整備が進む中、平成30年の福井国体開催も控えていることから、ビジネス環境の変化に向けた観光やまちづくりといった動きが増幅しており、今後も新たなビジネスモデルによる創業や新分野展開、再編等の動きが一層加速していくことが見込まれております。

このように、今後の経営環境は、変化に伴うリスクと多様なチャンスが存在しているものと認識しております。

④グランドデザイン

当行では、10年後のあるべき姿として「地域のお客さまのライフステージに応じて、常にご満足いただける解決策を提供する」ことを「グランドデザイン」に掲げており、地域金融機関として金融サービスを通して、地域の「働く人」「働く場所」を増やしていくことを目指しております。また、当行が有するノウハウを最大限に提供することで、当行が「地域で最も信頼され、支持される銀行」となり、ひいては「お客さまが『そばにいてほしい』と思う日本一の銀行」になることを目指しております。

⑤中期経営計画

中期経営計画「Create Chance Create Future」では、平成27年４月からの３か年を、「グランドデザイン」の達成に向け、「地域とともに、お客さまとともに、未来へのチャンスを創り出していく期間」と位置付けております。「法人のお客さま」「個人のお客さま」に対する取組みに加えて「地域」に対する取組みを営業活動の中核とし、地域やお客さまから「目に見える」「一緒に動いている」と感じていただける営業活動の展開と、それを実践するための相談・支援

体制の構築に取り組んでおります。また、これらの取組みを支えるために、業務の見直し、事務の効率化及び集中化、人財の育成を進めております。

中期経営計画の２年目となる来期につきましては、上記経営環境の変化を踏まえつつ、当期に構築した連携強化や体制整備といった基盤を最大限に発揮し、地域やお客さまとともに、確固たるチャンスを創り出す行動を実践してまいります。具体的には、「地域活性化プラン」の実践を通した各自治体の地方版総合戦略への実効支援や、「事業性理解」に基づいた創業・新事業支援及び新たな資金需要創出など、地域産業の面的な活性化に積極的かつ継続的に取り組んでまいります。さらに、「地域社会の持続的な発展」の実現に向けて、本業である銀行業に加え、「教育」「環境」「歴史・文化」の分野においても、まちづくりへの共同参画などコミュニティの強化や支援を実践し、地域の課題解決に取り組んでまいります。

株主のみなさま、お客さまには、引き続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	19,807	20,352	20,828	20,803
定期性預金	8,969	9,047	8,920	8,856
その他	10,838	11,305	11,908	11,946
譲渡性預金	554	646	659	793
社債	223	223	223	123
貸出金	14,344	15,001	15,525	15,861
個人向け	4,182	4,385	4,635	4,919
中小企業向け	3,814	3,992	4,080	4,165
その他	6,347	6,622	6,810	6,775
商品有価証券	2	1	2	4
有価証券	6,004	5,668	6,354	6,588
国債	2,301	1,945	1,608	1,661
その他	3,703	3,722	4,745	4,927
総資産	21,938	23,061	24,205	24,571
内国為替取扱高	137,330	142,643	146,552	146,469
外国為替取扱高	3,038百万ドル	2,540百万ドル	2,331百万ドル	2,576百万ドル
経常利益 (△は経常損失)	△ 13,162百万円	12,793百万円	5,110百万円	11,623百万円
当期純利益 (△は当期純損失)	△ 10,556百万円	6,843百万円	2,121百万円	7,151百万円
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	△44円29銭	28円73銭	8円89銭	29円87銭

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	459	482	485	473
経常利益(△は経常損失)	△ 99	143	59	124
親会社株主に帰属する当期純利益(△は親会社株主に帰属する当期純損失)	△ 87	74	22	73
包括利益	△ 12	60	96	75
純資産額	1,193	1,237	1,317	1,378
総資産	21,989	23,131	24,275	24,641

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)　使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,365人	1,361人
平均年齢	38年11月	38年10月
平均勤続年数	15年２月	15年１月
平均給与月額	349千円	359千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店（うち出張所）	店（うち出張所）
福井県	75（5）	75（5）
石川県	10（1）	10（1）
富山県	4（－）	4（－）
東京都	1（－）	1（－）
大阪府	1（－）	1（－）
愛知県	1（－）	1（－）
京都府	2（－）	2（－）
滋賀県	2（－）	2（－）
合計	96（6）	96（6）

注1．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を１か所（前年度末１か所）、ローン・保険等の相談拠点を２か所（前年度末２か所）、店舗外現金自動設備を119か所（前年度末121か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を20,728か所（前年度末19,355か所）、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を13,436か所（前年度末13,107か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を11,164か所（前年度末10,778か所）それぞれ設置しております。
2．当年度において、橋南支店（福井県福井市）を木田支店（同）内に移転・併設いたしました。

ロ．当年度新設営業所

当年度において新設した営業所はありません。

注１．当年度において次の店舗外現金自動設備（２か所）を新設いたしました。（株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く）

大野支店かじ惣リブレ店出張所	（福井県大野市）
木田支店橋南出張所	（福井県福井市）

２．当年度において次の店舗外現金自動設備（４か所）を廃止いたしました。（株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く）

本店営業部グリーンハイツ出張所	（福井県福井市）
大野支店かじ惣春日出張所	（福井県大野市）
神明支店アルプラザ鯖江共同出張所	（福井県鯖江市）
春江支店針原出張所	（福井県坂井市）

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,214

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
富山社宅建替	310
店舗等用地購入	263
新型ATM導入	107

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
福銀ビジネスサービス株式会社	福井県福井市順化1丁目1番1号	福井銀行のための現金整理及び現金自動設備の保守管理業務	昭和61年12月11日	百万円 10	% 100.00	－
Fukui Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street,George Town, Grand Cayman,Cayman Islands,British West Indies	福井銀行のための資金調達業務	平成18年12月８日	12,300	100.00	－
株式会社福井キャピタル＆コンサルティング	福井県福井市照手1丁目2番17号	投資事業組合財産の管理・運営業務	平成27年７月１日	50	95.00	－
福井信用保証サービス株式会社	福井県福井市春山2丁目3番10号	福井銀行の取扱う住宅ローン等のための保証業務	昭和57年11月６日	50	50.00	－
株式会社福銀リース	福井県福井市照手1丁目2番17号	リース業務	昭和58年９月16日	50	5.00	－
株式会社福井カード	福井県福井市順化1丁目2番3号	クレジットカード業務	昭和61年８月５日	30	5.00	－
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町238番地の3	コンピュータ関連業務	平成９年４月21日	40	11.25	－

注1. 平成27年７月１日をもって、当行95％出資子会社として、株式会社福井キャピタル&コンサルティングを設立いたしました。
2. 連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等７社であります。
3. 当行は、平成27年９月30日に福井ネット株式会社の株式を追加取得し、当行が有する議決権比率を引き上げております。

(7)　重要な業務提携の概況

①　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
②　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
③　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑤　株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑥　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑦　株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携（略称FITネット）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑧　株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、吉田郡農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、福井池田町農業協同組合、越前丹生農業協同組合、越前たけふ農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携（略称福井ふるさとネットサービス）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑨　株式会社福井新聞社との提携により、多機能型ICカード「JURACA（ジュラカ）」による２種類の電子マネーサービスと独自の地域サービスを一体で提供するサービスを行っております。

(8)　事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9)　その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(平成27年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊東 忠昭	取締役会長	該当事項はありません。	
林 正博	取締役 指名委員	該当事項はありません。	
朝倉 真博	取締役 報酬委員	該当事項はありません。	
中嶋 浩顕	取締役	該当事項はありません。	
井上 哲夫	取締役	該当事項はありません。	
佐野 慎治	取締役 監査委員	該当事項はありません。	
吉川 奈奈	取締役 (社外取締役) 指名委員(委員長) 監査委員(委員長) 報酬委員	弁護士	
内上 和博	取締役 (社外取締役) 報酬委員(委員長) 指名委員 監査委員	弁護士	
南保 勝	取締役	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士(経済学)	

② 執行役

（平成27年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
林　正博	代表執行役頭取	該当事項はありません。	
朝倉真博	代表執行役専務 企画本部長	該当事項はありません。	
中嶋浩顕	常務執行役 企画副本部長	該当事項はありません。	
井上哲夫	常務執行役 営業支援本部長	該当事項はありません。	
牧野浩一	執行役 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	
湯浅　徹	執行役 本店エリア統括店長 兼本店営業部長	該当事項はありません。	
前田英之	執行役 営業支援副本部長 融資支援グループマネージャー	該当事項はありません。	

注1．林正博、朝倉真博、中嶋浩顕及び井上哲夫は、取締役と執行役を兼務しております。
2．社外取締役吉川奈奈及び内上和博は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3．３名の監査委員のうち、佐野慎治が常勤監査委員に就任しております。当行は、監査委員が、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場確認等を行い、これらの情報を監査委員全員で共有化することを通じて、監査委員会の実効的な審議が可能となるように常勤監査委員を選定しております。
4．当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏　名	退任日
取締役	野村　直之	平成27年６月20日
執行役	小林　正人	平成27年６月20日

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	6名	59
執行役	8名	216（68）
計	14名	275（68）

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。
3．上記執行役の報酬等の括弧書きの内訳は、当年度に係る役員賞与引当金繰入額25百万円及び株式報酬型ストック・オプション報酬額43百万円であります。
4．上記取締役及び執行役の支給人数及び報酬等には、平成27年６月20日付けで退任した取締役１名及び執行役１名が含まれております。

5. 取締役及び執行役に対する報酬については、報酬委員会において「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。
＜取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針＞
当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定する。
① 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
② 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
③ 上記①、②に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
④ 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
⑤ 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬で構成するものとする。
⑥ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
吉　川　奈　奈	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
内　上　和　博	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
吉　川　奈　奈	該当事項はありません。
内　上　和　博	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
吉　川　奈　奈	8年9ヵ月	平成27年度の取締役会17回のうち16回に出席し、また、平成27年度の監査委員会15回全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内　上　和　博	1年9ヵ月	平成27年度の取締役会17回のうち16回に出席し、また、平成27年度の監査委員会15回全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	12	—

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　2．上記の報酬等の合計には、平成27年6月20日付で退任した取締役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　565,647千株
発行済株式の総数　　241,446千株
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　9,561名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	13,865 千株	5.75 %
福井銀行職員持株会	9,113	3.78
日本生命保険相互会社	7,888	3.27
住友生命保険相互会社	7,662	3.18
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,154	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,735	1.55
株式会社大垣共立銀行	3,535	1.46
轟産業株式会社	3,402	1.41
三井住友海上火災保険株式会社	3,277	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,840	1.17

注1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（632千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　浜田　亘 指定有限責任社員　松本　大明 指定有限責任社員　轡田留美子	62	(非監査業務の内容) ・FATCA業務委託 ・バーゼル規制に係る照会

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。
4．当行監査委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2)　責任限定契約

該当事項はありません。

(3)　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7．業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、会社法に基づく当行の「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、次のとおり決議しております。

（1） 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

ア．監査委員会の職務執行を補助するため、取締役会の決議に基づき、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

（運用状況の概要）

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を２名配置しております。

②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保することとしております。

イ．監査委員会事務局の使用人の異動・人事考課等については、監査委員会の同意を要することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

③監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の指示に従い、執行役の職務の執行状況の報告を求め、当行及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査を行うこととしております。

イ．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受

けたときは、監査委員会に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができます。

（運用状況の概要）

平成27年度については、監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する、その職務を遂行するうえでの不当な制約は発生しておりません。

④当行グループの役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ア．当行グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

イ．当行グループの役職員は、監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行うこととしております。

（運用状況の概要）

平成27年度については、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は発生しておりません。

⑤報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．当行及びグループ会社では、「コンプライアンス・マニュアル」にて、法令違反や不正行為に関する内部通報制度を整備することとしております。

イ．「コンプライアンス・マニュアル」では、報告者に対し人事上その他の不利益を与えることを禁じております。

（運用状況の概要）

監査委員及び顧問弁護士並びに社外取締役を報告窓口とする相談・報告制度を整備しており、報告者のプライバシーを厳格に保護するとともに、人事上その他の不利な扱いを一切行わない運用を行っております。

⑥監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．監査委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないと当行が証明した場合を除き、当行がその費用又は債務を負担することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

⑦その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．代表執行役頭取は、監査委員と定期的に意見交換会を実施し、監査委員より監査環

境の整備等について要請があれば誠実に協議を行うこととしております。
イ．監査委員は、執行役が参加する重要な会議等に出席することとしております。
ウ．内部監査部門である監査グループは、適切な監査情報の提供を行うなど、監査委員会の円滑な職務遂行のための協力関係を適正に確保することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。平成27年度については、代表執行役頭取と監査委員による意見交換は13回実施するとともに、監査委員は執行役が参加する重要な会議の全てに出席いたしました。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制

①執行役及びグループ会社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア．重要な書類等については、社内規程に基づいて保存年限を定め、適切な文書管理態勢の整備を図ることとしております。
イ．監査委員会は、執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。監査委員会は行内システムへのアクセス権限が付与されており、いつでも執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書を閲覧することができます。
②当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア．リスク管理態勢の確立を図るために「リスク管理の基本方針」等を制定し、リスク管理の対応方針及び各種リスクを管理する統括部署を定めて適切なリスク管理を行うこととしております。
イ．リスク管理に関する重要な事項の協議・決定の場として、「統合リスク会議」「業務リスク会議」「グループ会社会議」を設置することとしております。
ウ．災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「危機管理計画」を定めて統一的な危機管理対応を実施することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。緊急事態発生時の迅速かつ的確な初動対応を確保するため、平時より定期的に危機管理訓練を実施しております。なお、平成27年度については、大規模な災害や障害等の緊急事態は発生しておりません。
③執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役会は、経営の基本方針及び重要な事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督することとしております。

イ．執行役は、取締役会において定めた「経営の基本方針」、「職務分掌」等に基づき業務執行を行うこととしております。

ウ．執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において、適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

エ．「グループ会社会議」においてグループ会社の業務運営管理に関する重要な事項を決定することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。執行役が合議で決定すべき事項の議論の場として、「経営会議（平成27年度36回開催）」「収益会議（同10回開催）」「営業戦略会議（同18回開催）」「統合リスク会議（同17回開催）」「融資審査会議（同32回開催）」「業務リスク会議（同３回開催）」「顧客サポート会議（同２回開催）」「コンプライアンス会議（同２回開催）」「グループ会社会議（同６回開催）」を設置し運用しております。また、原則として毎月開催している取締役会において、執行役からの報告に基づいて、その職務執行状況の監督を行っております。

④執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を定め、当行グループの役職員はこれを遵守することとしております。

イ．コンプライアンスの統括部署としてリスク統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立を図っております。また、コンプライアンスに関する重要な事項の協議・決定の場として「コンプライアンス会議」を設置しております。

ウ．取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

エ．不正行為等の未然防止と早期解決を図るために、コンプライアンスに関する相談・報告制度を整備・運用しております。当行グループの役職員は、法令等に反する行為や不正な行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会又はリスク統括グループ等に報告することとしており、これらの行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。

オ．当行グループの職員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るために監査グループを置き、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。管理監督者を対象とした「コンプライ

アンス実践協議会」の開催や、各部署へのコンプライアンス責任者及び同担当者の配置、階層別コンプライアンス研修の実施等を通して、「コンプライアンス基本方針」の周知・徹底とコンプライアンスの一層の啓発を行っております。また、当行グループの役職員を対象として、コンプライアンスに関するアンケートを年２回実施し、不正行為等の未然防止に取り組んでおります。

⑤当行及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当行グループの役職員が、職務を遂行するにあたって遵守すべき基準として「コンプライアンス・マニュアル」に行動規範を定めております。

イ．グループ会社の統括部署を経営企画グループとするとともに、社内規程に基づいて各所管部署を定め、業務運営状況について定期的報告を義務付けるとともに、「グループ会社会議」を設け連携を図ることとしております。

ウ．監査グループが、当行及びグループ会社において適正かつ効率的な業務運営態勢の構築・運営がなされているかを定期的に内部監査することとしております。

エ．当行及びグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための態勢を整備することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。財務報告の適切性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係るプロセスについて監査グループ及び会計監査人が監査を行っております。

(3)　反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

ア．公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力隔絶宣言」、「コンプライアンス・マニュアル」、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

イ．反社会的勢力に対する対応を統括する部署をリスク統括グループに設け、社内関係部門及び外部専門機関との協力態勢を整備しております。

ウ．反社会的勢力に対しては、統括部署を中心に外部専門機関と連携し関係を遮断するとともに、関係を把握した場合は速やかに取引解消を実施しております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。反社会的勢力等のデータベースの充実を継続的に実施するとともに、当行グループ全体で、事前スクリーニング及び事後スクリーニングによる関係遮断・排除に取り組んでおります。

8．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11．その他

剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、１株当たり年間５円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20％程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

第196期末(平成28年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**170,874**	**預金**	**2,080,332**
現金	30,847	当座預金	135,358
預け金	140,027	普通預金	1,007,302
買入金銭債権	**377**	貯蓄預金	10,743
商品有価証券	**449**	通知預金	9,760
商品国債	385	定期預金	876,474
商品地方債	64	定期積金	9,212
金銭の信託	**6,404**	その他の預金	31,478
有価証券	**658,883**	**譲渡性預金**	**79,310**
国債	166,115	**コールマネー**	**1,126**
地方債	84,431	**債券貸借取引受入担保金**	**88,792**
社債	159,105	**借用金**	**36,057**
株式	30,579	借入金	36,057
その他の証券	218,651	**外国為替**	**138**
貸出金	**1,586,129**	売渡外国為替	15
割引手形	7,190	未払外国為替	123
手形貸付	51,546	**社債**	**12,300**
証書貸付	1,387,810	**その他負債**	**16,446**
当座貸越	139,581	未払法人税等	64
外国為替	**8,213**	未払費用	984
外国他店預け	5,004	前受収益	599
買入外国為替	3,095	給付補填備金	1
取立外国為替	113	金融派生商品	3,040
その他資産	**8,117**	金融商品等受入担保金	332
前払費用	3	リース債務	683
未収収益	2,335	その他の負債	10,741
金融派生商品	3,629	**賞与引当金**	**192**
金融商品等差入担保金	5	**役員賞与引当金**	**25**
その他の資産	2,143	**退職給付引当金**	**5,371**
有形固定資産	**20,428**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**323**
建物	3,296	**偶発損失引当金**	**263**
土地	15,490	**耐震対応損失引当金**	**785**
リース資産	367	**繰延税金負債**	**2,622**
建設仮勘定	29	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,636**
その他の有形固定資産	1,243	**支払承諾**	**12,951**
無形固定資産	**520**	**負債の部合計**	**2,339,677**
ソフトウェア	232	(純資産の部)	
リース資産	277	**資本金**	**17,965**
その他の無形固定資産	9	**資本剰余金**	**2,662**
支払承諾見返	**12,951**	資本準備金	2,614
貸倒引当金	**△16,213**	その他資本剰余金	48
資産の部合計	**2,457,136**	**利益剰余金**	**73,170**
		利益準備金	17,965
		その他利益剰余金	55,205
		圧縮積立金	89
		別途積立金	45,930
		繰越利益剰余金	9,185
		自己株式	**△355**
		株主資本合計	**93,443**
		その他有価証券評価差額金	**17,980**
		繰延ヘッジ損益	**△70**
		土地再評価差額金	**5,937**
		評価・換算差額等合計	**23,847**
		新株予約権	**167**
		純資産の部合計	**117,459**
		負債及び純資産の部合計	**2,457,136**

第196期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**40,124**
資金運用収益	**25,258**	
貸出金利息	18,583	
有価証券利息配当金	6,395	
コールローン利息	87	
預け金利息	127	
その他の受入利息	64	
役務取引等収益	**5,948**	
受入為替手数料	2,366	
その他の役務収益	3,581	
その他業務収益	**1,378**	
外国為替売買益	303	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	1,069	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**7,538**	
貸倒引当金戻入益	712	
償却債権取立益	2,881	
株式等売却益	2,075	
金銭の信託運用益	69	
その他の経常収益	1,799	
経常費用		**28,500**
資金調達費用	**1,570**	
預金利息	631	
譲渡性預金利息	158	
コールマネー利息	11	
債券貸借取引支払利息	221	
借用金利息	37	
社債利息	464	
その他の支払利息	45	
役務取引等費用	**3,019**	
支払為替手数料	506	
その他の役務費用	2,512	
その他業務費用	**936**	
国債等債券売却損	936	
金融派生商品費用	0	
営業経費	**20,902**	
その他経常費用	**2,071**	
貸出金償却	406	
株式等売却損	1,470	
株式等償却	1	
その他の経常費用	192	
経常利益		**11,623**
特別利益		**10**
固定資産処分益	10	
特別損失		**1,480**
固定資産処分損	100	
減損損失	1,059	
耐震対応損失引当金繰入額	320	
税引前当期純利益		**10,154**
法人税、住民税及び事業税	**208**	
法人税等調整額	**2,793**	
法人税等合計		**3,002**
当期純利益		**7,151**

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	170,883	預金	2,078,517
買入金銭債権	377	譲渡性預金	73,110
商品有価証券	449	コールマネー及び売渡手形	1,126
金銭の信託	6,404	債券貸借取引受入担保金	88,792
有価証券	658,366	借用金	36,057
貸出金	1,574,065	外国為替	138
外国為替	8,213	その他負債	22,909
その他資産	26,876	賞与引当金	218
有形固定資産	20,533	役員賞与引当金	25
建物	3,435	退職給付に係る負債	5,318
土地	15,610	睡眠預金払戻損失引当金	323
リース資産	4	偶発損失引当金	263
建設仮勘定	30	耐震対応損失引当金	785
その他の有形固定資産	1,452	繰延税金負債	3,058
無形固定資産	565	再評価に係る繰延税金負債	2,636
ソフトウェア	515	支払承諾	12,951
その他の無形固定資産	49	**負債の部合計**	**2,326,234**
繰延税金資産	1,035	**（純資産の部）**	
支払承諾見返	12,951	資本金	17,965
貸倒引当金	△ 16,600	資本剰余金	2,744
		利益剰余金	78,960
		自己株式	△ 355
		株主資本合計	99,315
		その他有価証券評価差額金	17,987
		繰延ヘッジ損益	△ 70
		土地再評価差額金	5,937
		退職給付に係る調整累計額	36
		その他の包括利益累計額合計	23,891
		新株予約権	167
		非支配株主持分	14,512
		純資産の部合計	**137,886**
資産の部合計	**2,464,121**	**負債及び純資産の部合計**	**2,464,121**

連結損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**47,375**
資金運用収益	**25,715**	
貸出金利息	18,511	
有価証券利息配当金	6,397	
コールローン利息及び買入手形利息	87	
預け金利息	127	
その他の受入利息	591	
役務取引等収益	**7,173**	
その他業務収益	**7,647**	
その他経常収益	**6,839**	
貸倒引当金戻入益	34	
償却債権取立益	2,881	
その他の経常収益	3,922	
経常費用		**34,893**
資金調達費用	**1,169**	
預金利息	629	
譲渡性預金利息	158	
コールマネー利息及び売渡手形利息	11	
債券貸借取引支払利息	221	
借用金利息	39	
社債利息	62	
その他の支払利息	46	
役務取引等費用	**2,645**	
その他業務費用	**7,069**	
営業経費	**21,861**	
その他経常費用	**2,147**	
その他の経常費用	2,147	
経常利益		**12,482**
特別利益		**10**
固定資産処分益	10	
特別損失		**1,533**
固定資産処分損	110	
減損損失	1,102	
耐震対応損失引当金繰入額	320	
税金等調整前当期純利益		**10,960**
法人税、住民税及び事業税	**484**	
法人税等調整額	**2,631**	
法人税等合計		**3,115**
当期純利益		**7,844**
非支配株主に帰属する当期純利益		**540**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,304**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜田　亘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　大明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	欠田　留美子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第196期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜田　亘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　大明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轡田　留美子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第196期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員　吉　川　奈　奈　㊞

監査委員　佐　野　慎　治　㊞

監査委員　内　上　和　博　㊞

(注)　監査委員吉川奈奈及び内上和博は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
①	伊東忠昭（いとう ただあき） （昭和24年２月16日生） 再任	昭和46年４月　当行入行 平成11年６月　当行取締役経営管理グループマネージャー 平成16年３月　当行取締役経営企画グループマネージャー 平成18年２月　当行取締役 平成18年６月　当行常務取締役 平成19年６月　当行常務執行役 平成20年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成22年３月　当行取締役兼代表執行役頭取 平成27年６月　当行取締役会長 現在に至る	138,000株
	《取締役候補者とした理由》 伊東忠昭氏は、平成22年より５年間に亘り取締役兼代表執行役頭取を務めたほか、平成27年からは取締役会長として取締役会議長を務めており、経営全般及び取締役会運営に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		
②	林　正博（はやし まさひろ） （昭和32年４月16日生） 再任	昭和56年４月　当行入行 平成15年３月　当行経営管理グループ法務室長 平成16年７月　当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成18年４月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成19年３月　当行監査グループ監査チームリーダー 平成19年６月　当行監査グループマネージャー 平成20年６月　当行取締役 平成21年６月　当行取締役兼執行役 平成22年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務営業支援本部長 平成27年６月　当行取締役兼代表執行役頭取 現在に至る	61,000株
	《取締役候補者とした理由》 林正博氏は、平成26年より取締役兼代表執行役専務を務めたほか、平成27年にスタートした中期経営計画「Create Chance Create Future」の策定に深く携わるとともに、取締役兼代表執行役頭取として経営の基本方針である企業理念を整備したほか、中期経営計画に掲げた目標の達成に向けて経営手腕を発揮するなど、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。地域経済活性化の実現並びにそれを通した当行財務基盤の強化に向けた企業経営の推進におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
③	朝倉真博（あさくら まさひろ） （昭和33年２月14日生） 再任	昭和55年４月　当行入行 平成12年11月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー 平成13年３月　当行法人営業グループ商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長 平成14年８月　当行業務効率化プロジェクトチームリーダー 平成17年９月　当行内部統制プロジェクトチームリーダー 平成21年６月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長 平成22年３月　当行経営企画グループマネージャー 平成22年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー 平成24年５月　当行執行役 平成24年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長兼営業支援副本部長 平成27年６月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長 現在に至る	51,000株
	《取締役候補者とした理由》 朝倉真博氏は、平成26年より取締役兼代表執行役専務を務めており、平成27年には企画本部長として経営企画部門の責任者を務めるなど、経営全般及び経理財務に関する豊富な経験・見識を有しております。当行の経営戦略の策定・推進及びチャネル最適化やダイバーシティの推進におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		
④	中嶋浩顕（なかじま ひろあき） （昭和35年３月19日生） 再任	昭和57年４月　当行入行 平成10年９月　当行日赤支店長 平成12年７月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー 平成14年８月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー兼商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長 平成15年４月　当行経営企画グループ人事企画チームリーダー 平成17年12月　当行高岡支店長 平成18年６月　当行神明支店長 平成19年５月　当行神明エリア統括店長兼神明支店長 平成20年２月　当行敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長 平成21年６月　当行武生エリア統括店長兼武生支店長 平成24年５月　当行経営企画グループマネージャー 平成24年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー 平成25年６月　当行取締役兼常務執行役 平成27年４月　当行取締役兼常務執行役企画副本部長 現在に至る	45,431株
	《取締役候補者とした理由》 中嶋浩顕氏は、平成25年より取締役兼常務執行役を務めており、平成27年には企画副本部長として事務企画部門及び市場運用部門の責任者を務めるなど、経営全般及び市場運用に関する豊富な経験・見識を有しております。当行の事務品質の向上及び的確な市場運用の推進におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑤	井上哲夫（いのうえてつお） （昭和36年４月３日生） 再任	昭和60年４月　当行入行 平成11年12月　当行花月支店副支店長 平成12年10月　当行福井西エリア営業グループ副グループ長兼花月支店副支店長 平成13年11月　当行富山南支店長 平成15年９月　当行富山南支店長兼富山エリア営業グループ副グループ長 平成16年７月　当行福井北エリア営業グループ長 平成19年３月　当行丸岡支店長 平成20年６月　当行本店営業部副部長 平成22年３月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長 平成24年５月　当行本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成24年６月　当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成25年６月　当行取締役兼常務執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成27年４月　当行取締役兼常務執行役営業支援グループマネージャー 平成27年６月　当行取締役兼常務執行役営業支援本部長 現在に至る	57,965株
	《取締役候補者とした理由》 井上哲夫氏は、平成25年より取締役兼常務執行役を務めており、平成27年には営業支援本部長として営業推進部門の責任者を務めるなど、経営全般及びリレーションシップバンキングに関する豊富な経験・見識を有しております。当行の営業戦略の策定・推進及び事業性理解の強化におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		
⑥	佐野慎治（さのしんじ） （昭和37年５月３日生） 再任	昭和61年４月　当行入行 平成15年７月　当行粟野支店長 平成18年３月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー 平成19年11月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー兼秘書室長 平成20年６月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成22年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼お客さま相談室長 平成23年８月　当行リスク統括グループコンプライアンス統括チームリーダー兼お客さま相談室長 平成26年６月　当行取締役 現在に至る	21,988株
	《取締役候補者とした理由》 佐野慎治氏は、平成26年より取締役を務めており、平成27年には監査委員会の常勤監査委員として取締役及び執行役の監査を行うなど、経営全般及び監査委員としての財務及び会計に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦</td><td>吉川奈奈
(きっかわなな)
(昭和45年７月７日生)
再任</td><td>平成７年４月　東京地方裁判所判事補
平成９年４月　旭川地方裁判所判事補
平成12年４月　東京地方裁判所判事補
平成16年４月　東京家庭裁判所八王子支部判事補
平成17年４月　東京地方裁判所八王子支部判事
平成18年３月　退官
平成18年４月　杉原・きっかわ法律事務所勤務
現在に至る
平成19年６月　当行取締役
現在に至る</td><td rowspan="2">20,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
吉川奈奈氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成19年より社外取締役として、独立した客観的な立場かつ女性の視点で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、吉川奈奈氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって９年となります。

※吉川奈奈氏は、平成28年６月開催予定の京福電気鉄道株式会社の定時株主総会をもって同社社外取締役に就任予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧</td><td>内上和博
(うちかみかずひろ)
(昭和39年10月29日生)
再任</td><td>平成３年４月　東京地方検察庁検事
平成４年４月　福岡地方検察庁小倉支部検事
平成６年４月　大阪地方検察庁検事
平成８年４月　大津地方検察庁検事
平成９年４月　司法研修所教官事務補助（所付検事）
平成10年４月　法務省刑事局法務事務官（局付検事）
平成13年１月　最高検察庁検察官事務取扱検事
平成15年７月　退官
平成15年９月　北川法律事務所勤務
現在に至る
平成26年６月　当行取締役
現在に至る</td><td rowspan="2">3,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
内上和博氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成26年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、内上和博氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑨	南保（なんぼ）　勝（まさる） （昭和28年５月17日生） 再任	昭和59年４月　株式会社福井経済経営研究所経営相談部 平成３年４月　同上 経営相談部主任調査役 平成６年４月　同上 経済調査部経済調査課長 平成12年９月　当行融資グループ審査チーム経済調査担当 平成13年３月　当行退職 平成13年４月　福井県立大学地域経済研究所助手 平成16年４月　福井県立大学地域経済研究所助教授 平成20年７月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所准教授 平成21年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士（経済学） 平成24年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士（経済学） 現在に至る 平成27年６月　当行取締役 現在に至る	1,000株
	《社外取締役候補者とした理由》 南保勝氏は、公立大学法人福井県立大学の教授、博士（経済学）として特に地域経済に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成27年より取締役として取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、地域経済の活性化に向けた地域戦略の推進等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。		

注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 吉川奈奈、内上和博及び南保勝の３氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、吉川奈奈及び内上和博の両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、南保勝氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である吉川奈奈及び内上和博の両氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。また、社外取締役候補者である南保勝氏につきましては、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 「社外取締役の独立性に関する基準」について
当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。
⑴ 経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
⑵ 会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
①当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）
②当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者

③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
④当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
⑤上記①から④に掲げる者の近親者（*6）
⑥当行又はその子会社の業務執行者の近親者
⑦過去１年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者

⑶　社外取締役として相応しい人格・識見を有すること

⑷　社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（注）

（*1）当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10％を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の１％を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。

（*2）業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。

（*3）当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10％を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の１％を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。

（*4）当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。

（*5）当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

（*6）近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
(2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
(3) インターネットによる議決権行使は、平成28年６月24日（金曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

5．招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（なお、携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027（受付時間　9：00～21：00　通話料無料）

以　上

〔メ　モ　欄〕

〔メ　モ　欄〕

定時株主総会会場のご案内

場　所　福井市順化１丁目１番１号
　　当行本店５階講堂
電　話　(0776) 25－8012
最寄駅　福井鉄道　市役所前駅（徒歩１分）
　　JR　福井駅（徒歩10分）

※駐車台数に限りがございますので、
　できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

